

第1回 草津市総合計画審議会 次第

日時 平成20年9月2日(火)

午後2時から

場所 草津市役所8階大会議室

1. 開会

市長挨拶

2. 委員の委嘱および委員紹介について

3. 会長・副会長の選出について

4. 諮問について

5. 審議

(1) 草津市総合計画策定方針について(資料3)

(2) 今後の審議予定スケジュールについて(資料4)

(3) 草津市の概況について(資料5)

6. 閉会

【資料】

資料1： 草津市総合計画審議会委員名簿

資料2： 草津市総合計画審議会設置条例及び同施行規則

資料3： 草津市総合計画策定方針について

資料4： 今後の審議予定スケジュールについて

資料5： 草津市データブック2008

参考資料： 第4次草津市総合計画「くさつ2010ビジョン」、草津市総合計画審議会公開要領

○草津市総合計画審議会設置条例

昭和44年4月1日

条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例(昭和42年草津市条例第7号)は、廃止する。

付 則(平成10年4月1日条例第2号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会設置条例の規定に基づき委員を委嘱されている者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

○草津市総合計画審議会設置条例施行規則

昭和44年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例(昭和44年草津市条例第2号)第2条の規定に基づき、草津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員ならびに国および県の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、議案について意見をのべるほか、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進部政策調整課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会規則(昭和42年規則第6号)は、廃止する。

付 則(昭和47年11月24日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月16日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年12月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年7月1日規則第30号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則(平成4年3月25日規則第14号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成8年4月1日規則第14号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年10月15日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第13号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の草津市総合開発計画審議会条例施行規則の規定に基づき委員を委嘱された者については、改正後の草津市総合計画審議会設置条例施行規則の規定に基づき委嘱されたものとみなす。

付 則(平成13年11月1日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第23号)抄

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会委員名簿

平成 20 年 9 月 2 日現在

氏 名	所 属 等
勝部 増夫	市農業協同組合 理事長
川瀬 善行	市自治連合会 会長
北村 良藏	草津商工会議所 会頭
京 勇吉	草津・栗東地区労働者福祉協議会 会長
久保田 久美	公募委員
肥塚 浩	立命館副総長 立命館大学副学長
駒井 喜行	市商店街連盟 会長
重原 文江	公募委員
柴田 いづみ	滋賀県立大学環境科学部教授
関川 浩嘉	(社) 草津栗東医師会 会長
田中 千秋	市社会福祉協議会 会長
塚口 博司	市都市計画審議会 会長
津屋 結唱子	子どもの美術教育をサポートする会 代表
寺本 哲子	有限会社でじまむワーカーズ 代表取締役
富野 暉一郎	龍谷大学法学部教授
中嶋 直美	市 P T A 連絡協議会 代表
浜口 久美	公募委員
平田 美音子	草津市 2 1 世紀文化芸術推進協議会 代表
古川 慶民	公募委員
ポーリン ケント	龍谷大学国際文化学部教授
宮下 千代美	特定非営利活動法人 ディフェンス 理事
山田 和廣	市体育協会 会長
山中 勝利	草津青年会議所 理事長
山本 伊三夫	草津市老人クラブ連合会代表
横江 喜代治	市農業委員会 会長

第 5 次草津市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

現在、第 4 次総合計画の目標年次である平成 22 年への終盤を迎えつつあります。

この間、本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要となり、今まで以上に自治体経営基盤の確立を図っていくための重点的、効果的な行政システムを構築することが求められています。また、行政需要が多岐にわたっている中で多様な市民ニーズに対応するためには、行政だけでなく、市民、地域等の様々な主体が有する活力を結集して、それぞれの役割を果し活動していく地域経営も重要となっています。

地域づくりの方向性においても、国主導型から分権型のまちづくりや行政主導型から住民主体型のまちづくりへの転換が求められています。

本市においても、こうした社会環境の変化を分析しながら、新たなデータに基づいた今後の長期計画が必要となってきました。

そのため、市域の抱える課題を解決する方策を導き、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最も基本となる第 5 次総合計画を平成 20 年度及び 21 年度の 2 年間をかけて策定します。

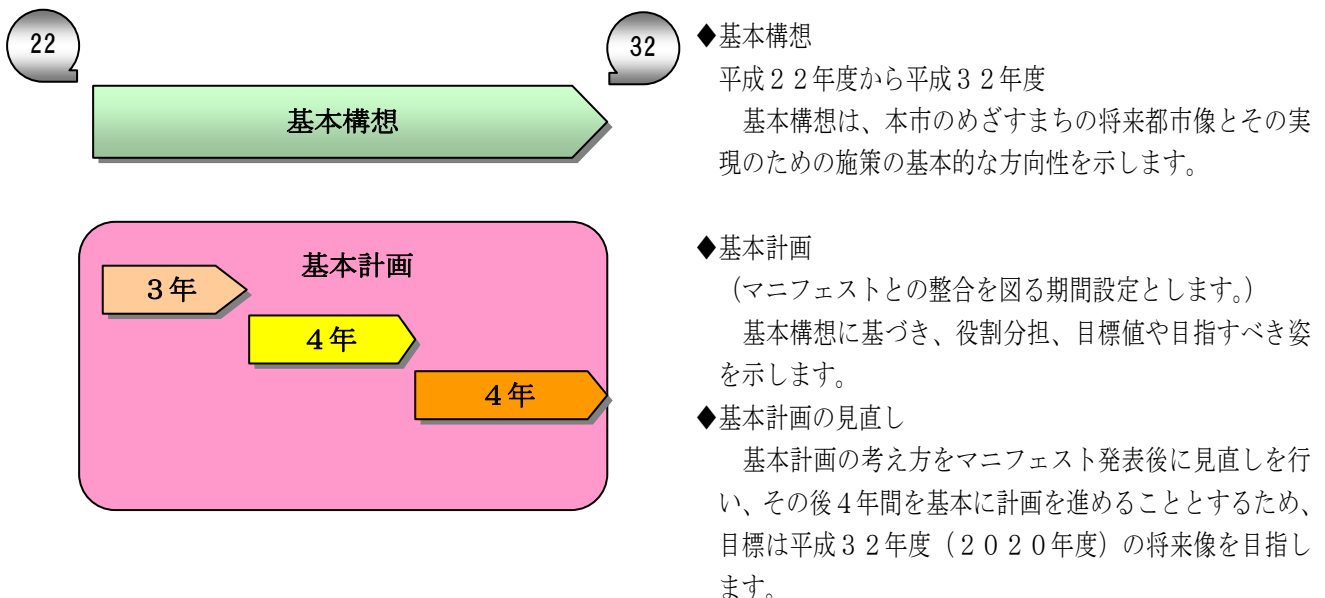
今回の総合計画では、将来像を描く基本構想と構想を実現するための基本計画を策定することになりますが、基本構想については平成 32 年度（2020 年度）の将来像を目指し、基本計画については、市長のマニフェストとの整合を図る計画とします。

策定に当たっては、市民ニーズの掘り起こしに市民参画の視点を取り入れるとともに策定段階における内容を常時公表します。

2 計画の概要

(1) 計画の目標年次
総合計画の目標年次は、平成 32 年度（2020 年度）とします。

(2) 総合計画の策定構成と計画期間



3 策定の視点

総合計画策定にあたり、策定の過程、策定後の評価や進捗にも市民と行政が協働でお互いが情報を共有し合って、柔軟な発想で市民が誇れるまちをつくりあげるために下記の視点をもって策定します。

(1) 市民との協働による計画づくり

市民の課題や市の抱える課題を解決し、誰もがもっと暮らしやすいまちづくりをするための計画策定を目指すため、市民との情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、市民と行政が一体となって計画づくりを行います。

なお、策定段階からの議論や計画策定作業内容についても随時ホームページなどで公表します。

(2) 市民にわかりやすい計画づくり

総合計画の将来像とともに、将来目標を市民と共有しておくことが必要です。そこで、目標、達成度を市民にわかりやすい形で提示していきます。

(3) 財政状況に即した計画づくり

財政計画を長期的視点で推計し、実効性のある総合計画の施策の展開を行います。また、有効性の高い事業選択を行います。

(4) 行政運営に行政経営の視点を取り入れた計画づくり

これまでの行政運営であった、法令による統制・管理方式（手続きの正当性）で決められ実施していたものから市民の視点に立った成果志向で、行政サービスの成果を評価して、業務改善を行う計画とします。

(5) その他の計画等との関連

市が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を与える上位計画として位置づけます。また、現在、制定に向けて取り組んでいる（仮称）草津市自治基本条例の中にも総合計画を位置づけていきます。

4 策定スケジュール（予定）

■平成20年度

平成20年6月	策定基本方針の決定
平成20年7月	総合計画審議会の設置及び運営（諮問）
平成20年7月～	市民ニーズの掘り起こし （市民意識調査の実施、各種団体ニーズ調査、町内会長意識調査、座・で いすかす（プランークスツェレ）の実施、シンポジウムの開催など）
平成21年2月	パブリックコメントの実施
平成21年3月	総合計画審議会の運営（基本構想の答申）

■平成21年度

平成21年4月	総合計画審議会の運営（基本計画の策定、国土利用計画の策定）
平成21年9月	基本構想の議会議決
平成21年9月	基本計画決定・公表・周知 パブリックコメント実施
平成22年3月	国土利用計画の議会議決

5. 市民参画と策定体制

第5次総合計画策定作業の円滑な推進を図るため、組織体制は次のとおりとします。

(1) 市民の参画

次に掲げるものを含め、「対話」と「協働」による総合計画づくりを進めるため、様々な手法により、多くの意見聴取に努め、計画策定の各段階において市民の参画に取り組みます。

①総合計画策定市民会議の開催（協働ワークショップ方式）

公募の市民など24人で構成する「草津市総合計画策定市民会議」を設置し、施策毎の課題をもとに、将来の目標値、役割分担を検討します。

全体会のほか、分野別に検討するための4つの部会を置きます。

②市民意識調査

市民の身近な課題等を把握するため市民意識調査を行います。（無作為抽出3,000人）

③町内会長意識調査

町内会での地域の課題等を把握するために市内204町内会の町会長に対するアンケート調査を実施します。

④各種団体意識調査

NPO等における課題等を把握するために市内の各種団体に対するアンケート調査を実施します。

⑤座・でいすかす（プランークスツェレ）の実施

これまで、市政に声を届ける機会の少なかった市民の皆さんからも幅広いご意見を頂き、総合計画に反映するために、無作為抽出で選ばれた市民の方々を対象に地域や市が抱える課題を解決する方策について討論をしてもらい市に提言をいただきます。

これはドイツで開発された「プランークスツェレ」を参考にしたもので、新しい市民参画手法です。

⑥パブリックコメントの実施

まちづくりの構想、まちづくりの計画の素案を市のホームページ等で公開し、市民からの意見の募集を行い、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、総合計画の策定に活かします。

(2) 庁内推進体制

①総合計画策定委員会

総合計画にかかる重要な事項の協議は、総合計画策定委員会（理事者、各部長で構成）で行います。

②総合計画策定委員会幹事会

各施策の横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の調整等を総合計画策定委員会幹事会（担当理事級等で構成）で行います。

③総合計画策定プロジェクトチーム

総合計画をはじめ、施策ごとの検討、協議等は、職員で構成する総合計画策定プロジェクトチームで行います。

プロジェクトチームの職員は、対応する分野の総合計画策定市民会議にも参画して、市民委員と協働で計画づくりを進めます。

(3) 審議等体制

①草津市総合計画審議会

市民（一般公募）、公共的団体の代表や有識者など25名で構成する「草津市総合計画審議会」において、専門的、総合的な見地から市長の諮問に答申をいただきます。

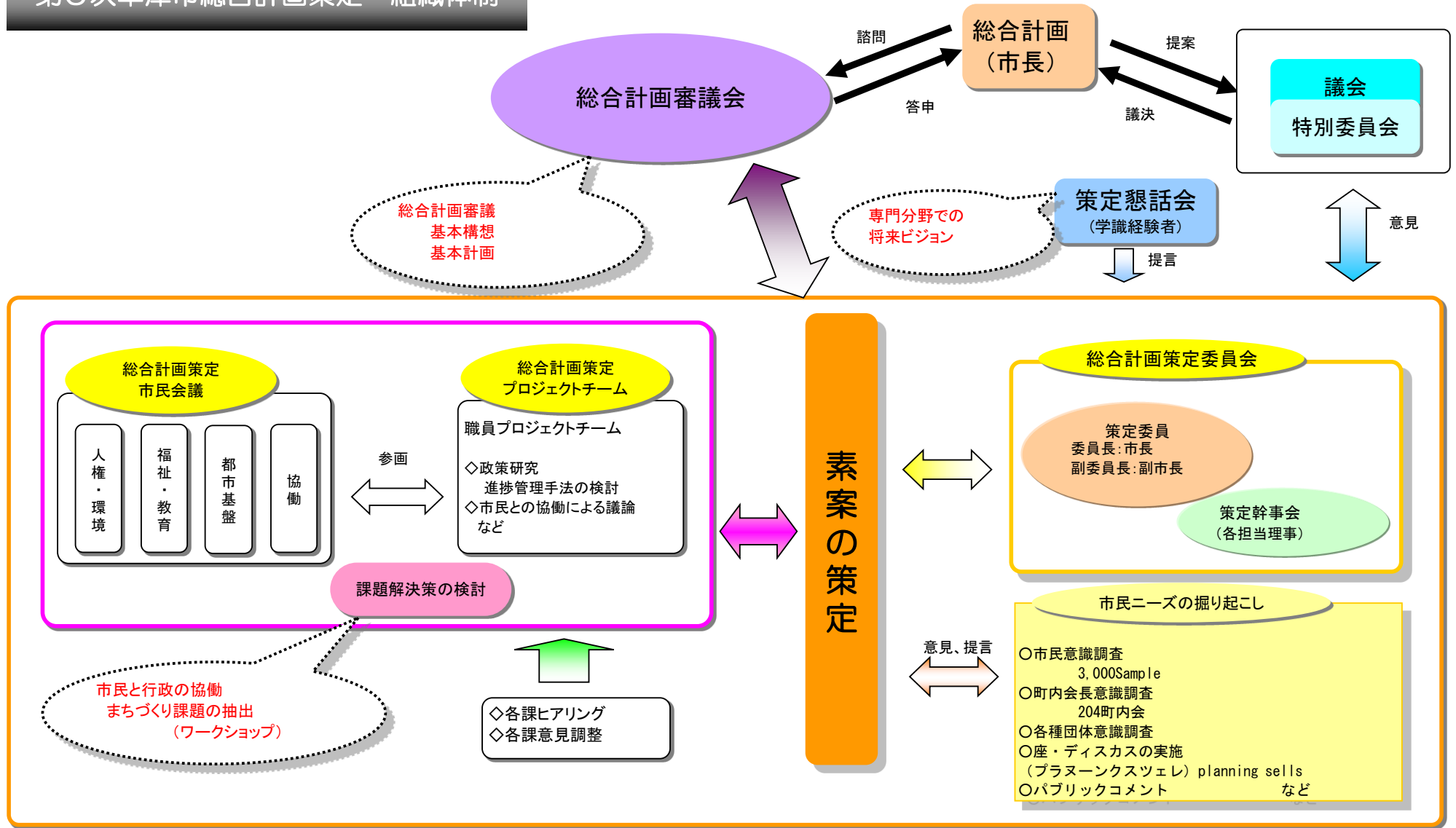
②草津市総合計画策定懇話会

各分野における学識経験者8名により、中長期的展望に立った草津市の主要課題の解決策や検討すべきプロジェクトの具体的な提案をいただき、総合計画に反映します。

③総合計画特別委員会

市議会議員による総合計画特別委員会に第5次草津市総合計画基本構想及び基本計画の策定に対する意見を求めます。

第5次草津市総合計画策定 組織体制



(2) 総合計画審議会の審議予定スケジュールについて

回数	年月日 (予定)	主な審議内容 (案)
1	H 2 0 . 9 . 2	・ 諮問 等
2	H 2 0 . 1 0	・ 現行総合計画の評価 ・ 草津市の現況、課題について 草津の特性と地域資源 時代潮流、国・県の動向 これからのまちづくりに向けての主要課題
3	H 2 0 . 1 1	・ 将来人口フレーム ・ 将来像 (内容) について 草津市の都市像 都市づくりの基本方向 構想推進にあたっての基本的な考え方
4	H 2 0 . 1 2	・ 施策の大綱について 基本目標による施策の展開①
5	H 2 1 . 1	・ 施策の大綱について 基本目標による施策の展開② ・ 基本構想 (案) について 構想案の確認、審議
6	H 2 1 . 2	・ 基本構想 (案) について 構想案の確認、審議
7	H 2 1 . 3	・ 基本構想 (案) 審議 パブコメの案の策定 最終構想案の審議

草津市総合計画の流れ

草津市政策推進部

第二次草津市総合開発計画 〔1981～1990〕

○ 都市像

- 活力ある調和のとれた市民都市をめざして
- 人口103,000人 高齢化率 7%

○ キーワード

- 農業基盤整備、工業基盤の整備、ミニ開発の規制、土地区画整理事業、公害防止
- グリーンネットワーク計画、湖辺公園・湖岸緑地
- 草津川改修事業・草津川跡地利用〔道路・公園〕
- 「地方の時代」・市民参加・広域行政

第三次草津市総合計画〔1991～2000〕 〔くさつハイ・プラン21〕

○ 都市像

- びわ湖の感動都市
- 活力と魅力あふれる生活文化創造都市
- 人口 115,000人 高齢化率 12.7%

○ キーワード

- 都市空間、市民像〔市民・企業・市〕、自立性の高い都市構造〔都市核・都市軸〕、大学教育、女性の自立、総合交通体系、
- 草津川跡地利用〔市民の英知を集め、その方向を探る〕
- 主要構想による展開・・・複眼都市・・・草津駅周辺整備、南部副都心、烏丸半島、立命館大学等山手地域、コミュニティの活性化、ふるさと意識、市民主体自治

第四次草津市総合計画〔1999～2010〕 〔くさつ2010ビジョン〕

○ 都市像

- パートナーシップで築く「人と環境にやさしい淡海に輝く出会いの都市」
- 計画人口 135,000人 16.6%

○ キーワード

- 市民と行政のパートナーシップ、やさしい、協働による推進システム、持続的な発展を促す都市構造、地域協働合校、大学を活かしたまちづくり
- 草津エコミュージアム街道

人口想定との差

- 第二次総合開発計画
 - 目標人口105,000人→実績93,595人
- 第三次総合計画
 - 目標人口115,000人→実績111,616人
- 第四次総合計画〔2010年〕
 - 目標人口135,000人→実績117,419人
予測120,000人程

第二次から第四次の計画にみる流れ

- 第二次草津市総合開発計画〔市民参加〕
 - 都市化のきざし 工業とベッドタウン型都市
- 第三次草津市総合計画〔市民参画〕
 - 開発か保全かの議論でなく、自立した都市構造
 - 戦略的発想と手段としての主要構想
 - 三十万都市規模のハード整備展開
- 第四次草津市総合計画〔協働〕
 - 第三次のハード整備を活かすソフトな仕組み
 - 行政と市民のパートナーシップ

草津市の都市構造(構想)

